

2/18
(月)

3/15
(金)

市・県民税、国民健康保険税

申告の相談・受付が始まります！

※2月18日(月)から3月8日(金)までの間は、各会場へ市職員が出勤しますので、市役所税務課窓口で申告の受け付けはできません。
市役所での申告は3月11日(月)から3月15日(金)までの間でお願います。

問い合わせ

税務課課税係

☎22・7732

この申告は、市民税・県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。申告が必要な人は、必要書類をご確認のうえ、会場へお越しください。

※申告期間中、都合により会場に来られない人、あるいは市外に転出している人は、郵送で申告することもできます。

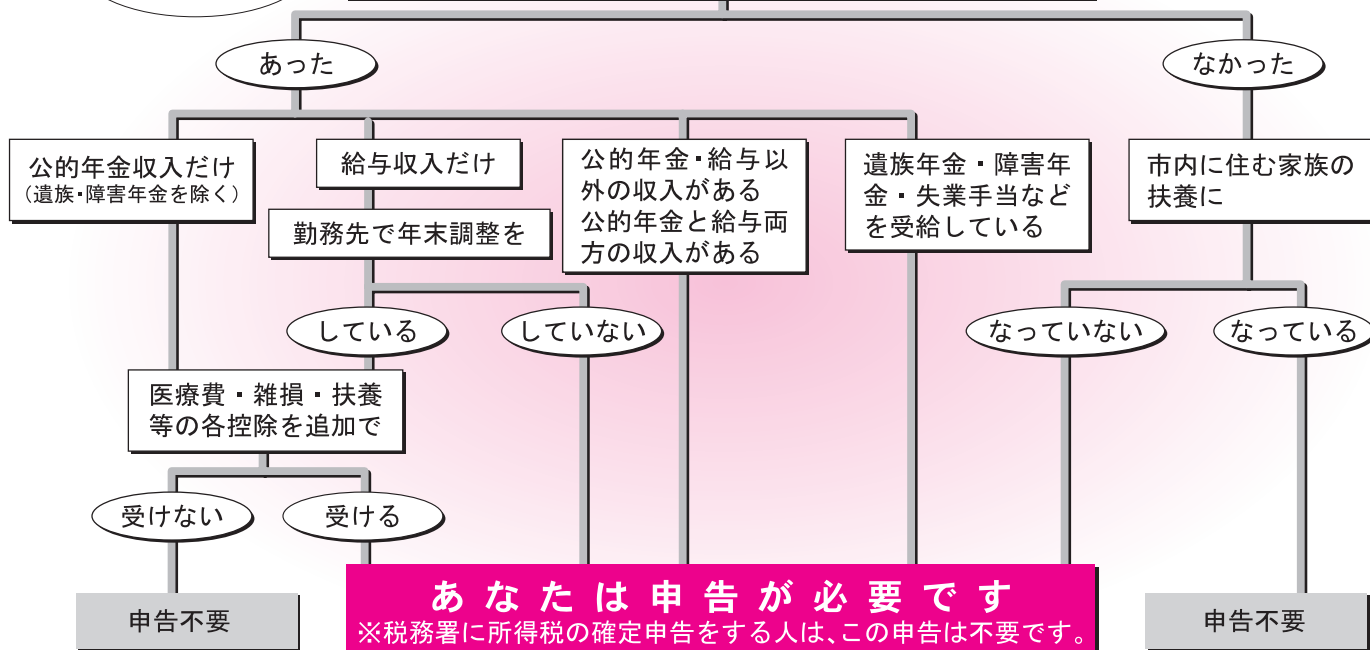
必要書類等

- ① 印かん
- ② 平成24年中の収入・支出が分かる書類、源泉徴収票(給与・年金など)、支払証明書など
- ③ 営業・農業・不動産の所得がある人は、収支内訳書と経費区分ごとの領収書
- ④ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療を受けた人・病院・薬局ごとに仕分けした領収書と集計した明細書
- ⑥ 国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ⑦ 年の途中で転入した人は、前住地で支払った国民健康保険税(料)の領収書など

所得税の還付申告は、1月から竹原税務署で受け付けています。

平成25年1月1日現在、竹原市に住んでいる人で、平成24年中に収入が

申告は必要？
不要？



確定申告書の作成は、インターネットで！



所得税・贈与税の申告・納税は
3月15日(金)まで

個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は
4月1日(月)まで

e-Taxはメリットがたくさん!

- ①国税庁ホームページから電子申告
- ②最高3,000円の税額控除
- ③添付書類の提出省略
- ④還付がスピーディー
- ⑤平成25年3月15日まで、24時間いつでも利用可能(ただし、毎週月曜日の午前0時～8時30分を除く。)



公的年金を受給している人へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。
【振替日】
 所得税 4月22日(月) ※延納分は、5月31日(金)
 消費税 4月24日(水)

問い合わせ 竹原税務署 ☎ 22-0485

e-Taxに必要な、住基カードと電子証明書の取得はお早めに!

発行手数料…住基カード・電子証明書各500円
 発行には、原則本人が来庁する必要があります。(病気の人や要介護者など、本人の来庁が難しい場合はご相談ください。)

※手続きには顔写真付き身分証明書等の本人確認書類が必要です。本人確認書類によっては即日発行できない場合もありますので、手続きはお早めをお願いします。

問い合わせ 市民健康課市民係 ☎ 22-7734

申告受付日程表
受付時間
 9時～11時30分
 13時～16時

各会場、午後からは比較的空いていますので、ご利用ください。

お住まいの地域の受付日に都合が悪い場合は、都合のよい日の会場へお越しください。

※1 小梨公民館の受付は午前のみです。

※2 梅王館・田万里公民館の受付を午前のみに変更します。

※3 市役所ロビーの受付は、8時30分からです。

会場	月	日	曜日	指定地域
忠海東公民館		18	月	忠海東町一丁目・四丁目～五丁目
忠海公民館		19	火	忠海東町二～三丁目・忠海中町一～三丁目
		20	水	忠海中町四丁目・忠海床浦・忠海長浜
大乘公民館	2	21	木	高崎町
		22	金	福田町
中通公民館		25	月	中通・大応・上条・成井
大井公民館		26	火	大井・宿根・築地
小梨公民館		27	水	小梨町(※1 午前のみ)
吉名公民館		28	木	毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場
東野公民館		1	金	西条・東条・港・曾井
		4	月	東野町
		5	火	新庄町・西野町
荘野公民館		5	火	新庄町・西野町
梅王館		6	水	仁賀町(※2 午前のみ)
田万里公民館		7	木	田万里町(※2 午前のみ)
竹原西公民館	3	8	金	塩町二丁目～四丁目
				竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)
市役所ロビー(※3)		11	月	塩町一丁目・竹原町(上記以外)
		12	火	中央一丁目～五丁目
		13	水	本町一丁目～四丁目
		14	木	田ノ浦一丁目～三丁目
		15	金	港町一丁目～五丁目